

学校で予防すべき感染症による出席停止について

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	その他の感染症 ※	

※第3種の「その他の感染症」とは、学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができるとされているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではありません。

令和 年 月 日

学校で予防すべき感染症による出席停止について

愛知県立みあい特別支援学校

このことについて、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止となります。つきましては、医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。

なお、感染のおそれがなくなりましたら、下記『治ゆ報告書』に保護者の方で御記入いただき、学級担任へ御提出ください。

※学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準については、裏面を御参照ください。

治ゆ報告書

令和 年 月 日

愛知県立みあい特別支援学校長 殿

[小・中・高] 年 組 氏名

医師より登校を許可されましたので報告します。

病名	
出席停止期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
医療機関名	(電話番号 - -)

※保護者の方が記入してください。

保護者氏名

提出先:学級担任→保健室